

令和5年度高知県教育委員会免許法認定講習実施要項

(特別支援学校教諭1種又は2種免許状取得用)

1 目的

教育職員免許法の規定に基づき、免許状を取得するために必要な単位を修得させるとともに、現職教員の資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催 高知県教育委員会

3 指導大学 高知大学

4 受講対象者

次の(1)又は(2)に該当する者(ただし、講習期間中において産休、育休若しくは病休を取得している者、又は休職している者は除く。)であって、特別支援学校教諭1種又は2種免許状の取得を希望するものを対象としています。

(1) 特別支援学校に勤務する教員又は勤務しようとする教員

(2) 小学校、中学校及び義務教育学校において特別支援学級を担任している教員又は担任をしようとする教員

※注意

県教育委員会では、これまで県立特別支援学校教員の、「特別支援学校教諭免許状の保有率向上に向けた8か年計画」(追加で1年実施)を推進し、特別支援学校教諭2種免許以上の保有状況、専門性の向上、教育内容の充実のために取り組んできました。当該校種保有率については、調査当初の64.0%から、令和4年5月時点で81.9%に向上しており、成果が出てきております。また、併せて5領域保有率の向上にもつながってきております。このような成果を踏まえ、今後も免許保有率の向上を目指すとともに、県立特別支援学校教員の専門性の向上、教育内容の充実を図りたいと考えています。

また、今後の特別支援に関する教育においては、小学校、中学校及び義務教育学校で特別支援学級を担任している教諭の専門性の向上についても求められています。

これらのことから、令和5年度の認定講習につきましては、県内の特別支援学校(国公立)に勤務する主幹教諭、教諭で、当該障害種の2種免許及び5領域の2種免許の取得を目指す方(最優先は2種免許を取得していない方)、又は小学校、中学校及び義務教育学校において、特別支援学級を担任している教諭を優先して実施します。

なお、他県の受講希望者については、当該科目が定員に達しない場合のみ受け付けます。詳細は教職員・福利課ホームページをご覧ください。

5 会場

高知青少年センター(香南市野市町西野303番地1)

高知県立高知青少年の家(吾川郡いの町天王北1丁目14番地)

6 開設科目及び日程等

令和5年度高知県教育委員会免許法認定講習実施科目一覧表のとおりです。

受講希望科目の選択に当たっては、教職員・福利課ホームページに掲載している「特別支援学校教諭の免許制度について」及び「R5 参考資料」を参照してください。

7 受付及び講習時間割

受付	8:40～9:00	昼食	12:20～13:20
第1時限	9:00～10:30	第3時限	13:20～14:50
第2時限	10:50～12:20	第4時限	15:10～16:40

8 単位授与の条件

受講科目の授業時間数の5分の4以上出席し、試験又はレポートによる成績審査に合格した者に1単位授与します。

9 受講料

徴収しません。ただし、資料等の諸経費は受講者の負担とします。

10 受講申込み手続き

(1) 受講希望者は、受付期間内に下記申し込みフォームから申し込んでください。

【申し込みフォームアドレス】

<https://forms.gle/QEvUute26pVuTqFt6>

※入力終了後に入力していただいたメールアドレスに確認のメールが届きます。

そのフォームから回答の確認・編集（訂正）が可能です。

入力の際、不具合があった場合は、教職員・福利課認定講習担当（088-821-4903）までご連絡ください。



(2) 申込期限

令和5年6月7日（水）17:00

〔なお、各科目の定員に達し次第、当該科目の受付は締め切ります。また、他県の受講希望者については、当該科目が定員に達しない場合のみ受け付けます。〕

(3) 受講の可否

受講の可否は、6月26日（月）までに、学校長経由で本人あてに通知します。

11 その他の留意事項

(1) 不測の事態により延期又は休講（中止）をせざるを得ない場合など、日程に変更があるときには、まず、受講可否の通知（6月26日（月）までに学校長経由で送付）と教職員・福利課のホームページでお知らせします。なお、受講可否の通知を送付した時点で、予定通り実施する方向であっても、それ以降の状況によって日程変更する場合があります。その場合は、講習前日の午後7時までに教職員・福利課ホームページに掲載しますので、確認してください。会場が変更となる場合も同様に連絡します。

また、当課から個別に連絡する場合がありますので、申込時には確実に連絡を受けることができる連絡先を登録してください。

【教職員・福利課ホームページ】

<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310601/2014062700301.html>

(2) 受講に際して「(3) 駐車場利用の注意点」を確認し、同意した方に限り利用を許可します。

駐車場のスペースに限りがあるため、乗り合わせや公共交通機関をご利用いただくようお願いします。また、近隣の店舗等の無断駐車は厳にお慎みください。

(3) 駐車場利用の注意点

- ① 高知県立高知青少年の家及び高知県立青少年センターについては、教職員・福利課のホームページに掲載している「R5 会場地図」内に示す場所を確認して駐車して下さい。
 - ② ただし、①の条件であっても、主催者側が敷地内等すべての駐車場をお借りしている状況ではありません。他の施設利用者や職員等も駐車しますので、駐車場が不足した場合についての対応は、各会場となる施設側や主催者側は行いません。
 - ③ 駐車場の空き状況を確認するために、各会場となる施設側や主催者側への連絡はしないでください。
 - ④ 各会場への往復や休み時間等を利用しての移動、敷地内（駐車場含む）での事故・トラブル等については、各会場となる施設側や主催者側は一切責任を負いません。
 - ⑤ 駐車場に関するトラブル等によって指定された時間に遅れた場合であっても、遅刻扱い（下記（6）参照）となります。
- (4) 会場は、会場となる施設等の厚意により借用していますので、各関係者及び近隣居住者に迷惑のかからないようにしてください。また、当日生じたゴミは各自で持ち帰るようにしてください。
- (5) 喫煙については、指定された箇所のみで行ってください。（会場によっては、無い場合があります。）また、敷地外周辺や、車内での喫煙もご遠慮ください。
- (6) 遅刻した場合は、必ず認定講習担当者に申し出、許可を受けてから受講するようにしてください。また、早退する場合についても、同様の手続きをとってください。
- (7) 申込終了後に受講できないことが明らかになった場合は、速やかに県教育委員会事務局教職員・福利課人事企画担当あてに電話で連絡してください。
- (8) 当課から受講承認通知書を送付した後に、やむを得ない事由により受講できないこととなった場合は、所属長を通じて受講辞退届（教職員利課のホームページからダウンロードしてください。）を提出してください。
- (9) **受講に際して、印鑑（出席確認用）を持参し、受講承認通知書については携行してください。**
- (10) 講師に対して礼を失することのないよう、適切な服装、態度で受講してください。
- (11) **受講に際して、拡大文字や手話通訳等の配慮を必要とされる方は、受講申込時に「受講の際の配慮事項」欄へ記入してください。**記入がない場合は、受講当日に対応できない場合があります。なお、車いす等補助具は各自でご用意ください。